



第 2 任意後見契約

第 1 条 (契約の趣旨)

〇〇さんは、□□さんに対し、平成■■■年■■■月■■■日、〇〇さんの判断能力が不十分な状況となった場合に、〇〇さんの生活、療養看護及び財産管理に関する事務（以下、「後見事務」といいます。）を□□さんに委任し、□□さんはこれを受任します。

第 2 条 (契約の発効)

- 1 この契約は、家庭裁判所において、□□さんの後見事務を監督する任意後見監督人が選任されたときから、その効力を生じます。
- 2 〇〇さんが精神上的の病気等により判断能力が不十分な状況になったときは、□□さんは、速やかに、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の請求をしなければなりません。

第 3 条 (委任事務の範囲)

〇〇さんは、□□さんに対し、別紙代理権目録記載の後見事務を委任し、その事務処理のための代理権を与えます。

第 4 条 (身上配慮の責務)

□□さんは、後見事務を行うに当たっては、○○さんの意思を尊重し、かつ、○○さんの身上に配慮するものとし、その事務処理のため、必要に応じて正一さんと面接し、ヘルパーその他日常生活援助者から○○さんの生活状況について報告を求め、主治医など医療関係者から○○さんの心身の状態につき説明を受けることなどにより、○○さんの生活状況や健康状態の把握に努めるものとします。

第5条（証書等の保管等）

1 ○○さんは、□□さんに対し、後見事務を行うために次の証書等を引き渡します。□□さんはこれらの書類等の引渡しを受けたときは、○○さんに対し、その明細及び保管方法を記載した預り証を交付します。

- ① 登記済権利証・登記識別情報
- ② 実印・銀行印
- ③ 印鑑登録カード、住民基本台帳カード、個人番号（マイナンバー）カード、個人番号（マイナンバー）通知カード
- ④ 預貯金通帳

- ⑤ キャッシュカード
- ⑥ 有価証券・その他預り証
- ⑦ 年金関係書類
- ⑧ 健康保険証・介護保険証
- ⑨ 土地・建物賃貸借契約書等の重要な契約書類
- ⑩ その他この後見事務を行うために必要な一切の書類

2 □□さんは、この契約の効力発生後、○○さん以外の者が前項の証書等を所持しているときは、その者からこれらの証書等の引渡しを受けて、自ら保管するものとします。

3 □□さんは、後見事務を行うために必要な範囲で引渡しを受けた書類等を使用することができます。

また、□□さんは、後見事務に関すると思われる○○さん宛の郵便物等を受け取り、開封することができます。

第6条（費用の負担）

□□さんが本件後見事務を処理するために必要な費用は、○○さんの負担とし、□□さんは、その管理する○○さんの財産からこれを支出することができます。

きます。

第7条（報酬）

- 1 □□さんによる後見事務処理は、無報酬とします。
- 2 □□さんによる後見事務処理を無報酬とすることが、○○さんの生活若しくは健康状態又は経済情勢の変化その他の理由により適切でなくなったときは、正一さんと□□さんは、任意後見監督人と協議して、報酬を定め、また、定めた報酬を変更することができます。
- 3 前項の場合において、○○さんが判断能力の低下によりその意思を表示できない状況にあるときは、□□さんは、○○さんに代わって、任意後見監督人との合意により報酬を定め、また、変更することができます。
- 4 前二項の変更契約は、公正証書によってしなければなりません。
- 5 後見事務処理が、不動産の処分、訴訟行為、その他通常の管理事務の範囲を超えたものであるときは、○○さんは、□□さんに報酬を支払います。報酬の額は、○○さんと□□さんが任意後見監督人と相談

して決めることとします。〇〇さんがその意思を表示することができないときは、□□さんは、〇〇さんに代わって、任意後見監督人との合意により報酬の額を決めることができます。この契約は、公正証書によってしなければなりません。

第8条（報告）

- 1 □□さんは、任意後見監督人に対し、3か月ごとに、後見事務に関する次の事項につき書面で報告するものとしてします。
 - ① □□さんの管理する〇〇さんの財産の管理状況
 - ② 〇〇さんを代理して取得した財産の内容、取得の時期・理由・相手方及び〇〇さんを代理して処分した財産の内容、処分の時期・理由・相手方
 - ③ 〇〇さんを代理して受け取った金銭及び支払った金銭の状況
 - ④ 〇〇さんの日常生活の支援、介護、医療、住居の確保などの生活、療養看護について行った事柄
 - ⑤ 費用の支出及び支出した時期・理由・相手方
 - ⑥ 報酬の定めがある場合の報酬の受領日・金額
- 2 □□さんは、任意後見監督人の請求がある場合に

は、いつでも速やかにその求められた事項につき書面で報告するものとします。

第9条（契約の解除）

- 1 任意後見監督人が選任される前においては、〇〇さんと□□さんは、いつでも書面でこの任意後見契約を解除することができます。ただし、この任意後見契約を解除する場合は、委任契約とともに解除しなければなりません。この解除の書面の署名、押印は、〇〇さん又は□□さんが自ら行い、その証明を公証人から受けなければなりません。
- 2 任意後見監督人が選任された以後は、〇〇さん又は□□さんは、正当な理由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、この契約を解除することができます。

第10条（契約の終了）

本任意後見契約は、前条の場合のほか、次の場合に終了します。

- ① 〇〇さん又は□□さんが死亡又は破産したとき。
- ② その他法定の終了事由が生じたとき。

